

が認められる。

したがって、本件決定のうち、上記各部分を不開示とした部分は、違法である。

- (3) 上記③（他の情報と照合することで買主である法人が識別できるおそれのある情報）について検討する。

被告は、別紙目録記載第1の15(4)（甲1の2の1）、同記載第1の17(3)（甲1の3の1）、同記載第1の33(2)及び(3)（甲1の12の1）、同記載第1の42(1)、(2)及び(4)（甲1の15の1）、同記載第1の72(5)～(7)、(9)、(10)、(13)の各部分につき、被告が随意契約により法人に対し売却した土地につき、他の情報と照合することで買主である法人が識別できるおそれのある情報が記載されていると主張する。

しかしながら、法人が識別できるおそれがあるだけでは不開示の事由にはならないし、そのおそれがある情報であるからといって、これを公にすることにより、直ちに当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとはいえない。そして、開示により上記正当な利益を害するおそれがあることについては、具体的な主張・立証がない。

したがって、上記各情報は、いずれも、本件条例5条3項アの非開示情報に該当するものとはいえないから、本件決定のうち、上記各部分を不開示とした部分は違法である。

3 取消請求についてのまとめ

- (1) 本件決定の、本件不開示部分のうち、前記2(3)イ(ア)及び同(4)イ各記載の情報を不開示とした各部分（具体的には、別紙目録記載の各部分のうち、文頭に「○」を付した部分）は、適法である。
- (2) 本件決定の、本件不開示部分のうち、前記2(2)、同(3)イ(イ)並びに同(3)(2)及び同(3)の各記載の情報を不開示とした各部分（具体的には、別紙目録記載の各部分のうち、文頭に「○」を付したものの以外の部分）は、違法であり、取消しを免れない。

4 義務付けの訴えについて

- (1) 本件不開示部分の取消しを求める請求のうち、前記3(2)の部分は理由があると認められ、かつ、当該部分を公開すべきことは、その根拠となる本件条例5条柱書きから明らかであるから、当該部分について、処分行政庁が開示決定をすることの義務付けを求める請求は、行政事件訴訟法3条6項2号、同法37条の3第5項に照らして理由がある。
- (2) 他方で、本件不開示部分の取消しを求める請求のうち、前記3(1)の部分は理由がないから、当該不開示部分について、処分行政庁が開示決定をすることの義務付けを求める訴えは、同法37条の3第1項2号所定の訴訟要件を満たさないから、不適法である。

5 結論

よって、原告の請求のうち、別紙目録記載の各部分の文頭に「○」を付したものの以外の各部分の不開示決定の

取消しを求める請求及び同部分の開示の義務付けを求める請求には理由があるから、これをいずれも認容し、処分行政庁が原告に対し別紙目録記載の各部分の文頭に「○」を付した各部分の開示決定をすることの義務付けを求める訴えは不適法であるから、これをいずれも却下し、別紙目録記載の各部分の文頭に「○」を付した各部分の不開示決定の取消しを求める請求には理由がないから、これをいずれも棄却することとして、主文のとおり判決する。

甲府地方裁判所民事部

裁判長裁判官 佐久間政和 裁判官 大木健一郎

裁判官砂古剛は転補のため署名押印することができない。

裁判長裁判官 佐久間政和

(別紙) 目録

(省略)

岡山地裁平成26年6月25日判決

平成25年(行ウ)第20号(判例解説3)

公文書一部開示決定取消請求事件

《主文》

- 1 岡山市長が原告に対し平成25年7月11日付けでした別紙公文書目録記載の公文書のうち別紙非開示文書目録記載の部分及び文書を不開示しない旨の決定のうち、同非開示文書目録記載1及び2(2)の部分を開示とした部分を取り消す。
- 2 原告のその余の請求を棄却する。
- 3 訴訟費用は、これを2分し、その1を原告の負担とし、その余を被告の負担とする。

《事実及び理由》

第1 請求

岡山市長が原告に対し平成25年7月11日付けでした別紙公文書目録記載の公文書のうち別紙非開示文書目録記載の部分及び文書を不開示しない旨の決定のうち、同非開示文書目録記載1及び2(2)の部分並びに3及び4の文書を非開示とした部分を取り消す。

第2 事案の概要

- 1 本件は、岡山市情報公開条例（平成12年岡山市条例第33号。以下「本件条例」という。）の規定に基づいて、実施機関である岡山市長に対し、別紙公文書目録記載の公文書（以下「本件各公文書」という。）の開示請求をした原告が、その一部に岡山県国民健康保険団体連合会（以下「国保連合会」という。）の正当な利益やその取引先金融機関の競争上の地位を害するおそれのある非開示情報が記録されていること、一部の文書は入手しないし作

成しておらず保有していないことなどを理由として、本件各公文書のうち別紙非開示文書目録記載の部分及び文書（以下、個別の非開示部分ないし非開示文書をいうときは目録記載の番号により「本件非開示部分1」、「本件非開示文書3」などという。）を開示しない旨の決定を受けたことから、その決定の一部の取消しを求める事案である。

2 前提となる事実等（当事者間に争いがない。）

（省略）

3 争点及び当事者の主張

（省略）

第3 当裁判所の判断

1 争点(1)（本件非開示部分1及び2(2)の非開示決定の適法性）について

本件条例10条1項は、実施機関が開示請求に係る公文書の全部又は一部を開示しないときは、開示請求者に対し、その旨の決定の通知書において、その内容から一般人が容易に理解し得る程度の理由を示さなければならない旨規定している。そして、一般に、法令が行政処分の理由を提示すべきものとしている場合に、どの程度の提示をすべきかは、処分の性質と理由提示を命じた各法令の趣旨・目的に照らしてこれを決定すべきであるところ（最高裁昭和36年(ワ)第84号同38年5月31日第二小法廷判決・民集17巻4号617頁参照）、本件条例が上記のように公文書の非開示決定の通知においてその理由を提示すべきものとしているのは、本件条例に基づく公文書の開示請求制度が、市民の知る権利を保障するとともに、被告の行う諸活動を市民に説明する責務を全うし、もって市民の市政への積極的な参加による市政の民主的発展に寄与することを目的とするものとされていること（本件条例1条参照）に鑑み、非開示理由の有無について実施機関の判断の慎重と公正妥当を担保してその恣意を抑制するとともに、非開示の理由を開示請求者に知らせることによってその不服申立てに便宜を与える趣旨に出たものというべきである。このような本件条例10条1項が定める理由提示制度の趣旨及び同項の規定内容に鑑みれば、本件条例5条各号所定の非開示情報が記録されていることを理由とする公文書の非開示決定の通知において提示すべき理由としては、一般人において、当該公文書に記録されている情報が同条各号所定の非開示情報のどれに該当するのかをその根拠とともに容易に了知し得るものでなければならない、単に非開示情報の根拠規定を示すだけでは、当該公文書の種類、性質等とあいまって一般人がそれを当然知り得るような場合は別として、本件条例10条1項の要求する理由提示としては十分ではないというべきである。

この見地に立つて本件条例5条2号をみると、同号の規定文言は前記のとおり抽象的なものであるところ、一般人において、当該公文書の種類、性質等とあいまって、同号所定のどのような利益が具体的に害されるおそ

れがあるのかをその根拠とともに了知し得る場合が全くないとはいえないとしても、同号の抽象的な規定文言を示しただけでは、単に同号に該当する旨を示した場合と実質的に異なるところはなく、一般人において、同号所定のどのような利益が具体的に害されるおそれがあるのかを容易に知り得ないのが通例である考えられる。これを本件についてみると、本件非開示部分1及び2(2)に関して、本件通知書に記載された理由は、同号に該当することに加え、それぞれ国保連合会の正当な利益を害するおそれがあること、取引先金融機関の競争上の地位や国保連合会の正当な利益を害するおそれがあることという単に同号の抽象的な規定文言を示しただけにとどまっており、当該公文書の種類、性質等を考慮しても、これらの提示理由によっては、一般人において、同号所定のどのような利益が具体的に害されるおそれがあるのかを容易に知ることができないものといわざるを得ない。そうすると、本件決定の通知における本件非開示部分1及び2(2)を非開示とする理由の提示は、本件条例10条1項の要求する理由提示としては十分ではないといわなければならない、本件決定のうち本件非開示部分1及び2(2)を非開示とした部分は、同項の定める理由提示の要件を欠いた違法な処分であるというべきである。

2 争点(2)（本件非開示文書3及び4の非開示決定の適法性）について

本件条例3条1項の規定によれば、公文書の開示請求権が発生するためには、実施機関が当該文書を保有していることが要件となるから、本件訴訟においては、本件決定がされた当時、本件開示請求に係る公文書を実施機関である岡山市長が保有していたことについて、原告が主張立証責任を負うものと解すべきである。

証拠(乙3)及び弁論の全趣旨によれば、被告は国保連合会の会員であるが、被告代表者は国保連合会の理事ではないことが認められるから、被告ないし被告代表者において理事会議事録及び理事会配布文書を入手しておらず、被告職員において理事会に関する報告書等を作成していないとしても不合理であるとはいえず、他にこれらの文書の入手ないし作成の事実を認めるに足りる証拠はない。また、被告が国保連合会の会員であるとしても、被告ないし被告代表者において一部開示された、調査報告書及び総会配布文書以外の関連文書（総会議事録を含む。）を入手しておらず、被告職員においてこれらに関連する文書を作成していないことが直ちに不合理であるとはいえず、他にこれらの文書の入手ないし作成の事実を認めるに足りる証拠はない。

したがって、実施機関である岡山市長における本件非開示文書3及び4の保有の事実は立証されていないというべきであるから、本件決定のうち該当する文書を保有していないことを理由として本件非開示文書3及び4を非開示とした部分を違法な処分であるということはできない。

- 3 以上の次第で、原告の請求は主文第1項の限度で理由があるから認容し、その余は理由がないから棄却することとして、主文のとおり判決する。

岡山地方裁判所第2民事部

裁判長裁判官 古田孝夫 裁判官 大濱寿美

裁判官 石井孝明

(別紙) 当事者目録 (省略)

(別紙) 公文書目録

- 1 岡山県国民健康保険団体連合会における、平成23年から平成25年に至る間の、職員の手当二重受給、旅費・タクシー券の不適切処理等の問題に関し、
 - (1) 岡山市が同連合会から受領した、調査の結果を報告する文書（添付書類を含む。）又はその写しの全部
 - (2) 岡山市が同連合会から受領した、(1)以外の報告・通信（添付書類を含む。）の全部
 - (3) 岡山市職員が作成した報告書等の文書（添付書類を含む。）の全部
- 2 岡山県国民健康保険団体連合会の、平成24年から現在に至る間の、
 - (1) 理事会・総会の議事録及び配布文書全部
 - (2) 理事会・総会に出席した岡山市職員の作成した報告書等の文書（添付書類を含む。）の全部
 以上

(別紙) 非開示文書目録

- 1 岡山県国民健康保険団体連合会から受領した調査の結果報告書のうち、「国保連の内部通報制度」及び「国民健康保険団体連合会の性質」以外の情報が記載された部分
 - 2 岡山県国民健康保険団体連合会の平成24年から現在に至る間の総会配布文書のうち、
 - (1) 個人の氏名、所属・職名、特定の役員の報酬が確認できる部分
 - (2) 取引先金融機関に関する情報、岡山県国民健康保険団体連合会からの調査に関連した内容が記載された部分
 - 3 岡山市が岡山県国民健康保険団体連合会から受領した調査結果報告書以外の報告・通信（添付書類を含む。）の全部、理事会及び総会議事録、理事会配布文書
 - 4 岡山市職員が作成した報告書等の文書及び理事会・総会に出席した岡山市職員の作成した報告書等の文書
- 以上